

令和7年度 浦添市集団指導（ケアプラン点検担当より）

1・届出の目的と注意点について

2・指定居宅介護支援の具体的取り扱いについて

1・届出の種類

- ①・介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書
- ②・居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書
 - ・居宅サービス計画作成依頼・変更届出書（小規模多機能居宅介護事業所用）
- ③・居宅（介護予防）サービス計画自己作成届出書

2・届出の注意点

①事業対象者が新規申請をする場合、注意すること

事業対象者として届出が既に提出されているため、新たに届出の提出は必要ないと思いついでいる事例がある。

要支援認定者として新たに入力するため、新規申請時又はサービス利用開始前に介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書が必要になる。

要支援者としての届出がされない場合、事業対象者としての入力の状態であり、請求を行っても返戻等のエラーになる。

認定結果が要介護になった場合、居宅支援事業所へ速やかに引継ぎ、居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書を提出。その場合の給付管理は、届出提出前日までは、事業対象者としての単位数、届出提出日より介護度に応じた単位数での給付管理となる。

*事業対象者で、暫定プラン作成していないが、要介護になった場合を想定し、自己作成届を提出する事例があります。その場合、申請日に遡り、要介護の単位数の取り扱いになるため、注意してください。

②居宅介護支援事業所へ委託され予防支援が行われているが、要介護になった場合を想定し、自己作成届が提出されている事例がある。

- ・自己作成の役割は、認定結果が要介護になった場合、包括支援センターで給付管理が行なえないため、便宜上の方法としての役割もある。居宅支援事業所で予防支援が行われている場合は、自己作成届ではなく、居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書を提出する。

2・指定居宅介護支援の具体的取り扱いについて

運営指導時に指摘事項で多い項目です。

①サービス提供事業所からの個別計画書が受理されていない。

居宅サービス計画に位置付けたサービス提供事業所に対して、個別サービス計画書の提出をもとめ、連動性や整合性について確認を行うこと。

担当者会議録等にサービス提供事業所へ個別計画書の提出を求めたことを、記録に残すようにしましょう。

②モニタリングが、「目標達成」、「サービス継続」の結果のみの記載がある。

モニタリングは、利用者と面談を行い、家族やサービス事業所等と連携を図りながら、先入観ではなくデータ等も参考にしながら、利用者の変化の有無や内容を確認する作業です。

目標達成やサービス継続と判断した経緯を、記録に残すようにしてください。

③福祉用具貸与を必要とする理由が記載されていない。

福祉用具は利用者の心身の状況や生活環境に合わない場合、自立を妨げてしまう可能性があります。そのため、福祉用具を必要とする理由を話し合い、話し合った内容を会議録等へ記載しましょう。そして、「生活全般の解決すべき課題」・「サービス内容」等へ当該サービスを必要とする理由を記載しましょう。